

回数 〔年度〕	問 題
第76回 〔令和8年度〕	問1（25点） 土地に係る固定資産税の負担調整措置の趣旨について、説明しなさい。 その上で、住宅用地と住宅用地以外の宅地に係る固定資産税の課税標準額と負担調整措置について、共通点と相違点を説明しなさい。 問2（25点） 土地及び家屋に係る固定資産税の納税義務者について、正しく登記がされている場合と未登記の場合とに分けて、それぞれ説明しなさい。 その上で、X市に所在する固定資産について、次の場合における令和8年度の固定資産税の納税義務者が誰となるのか、その理由も含めて説明しなさい。 なお、(3)については、固定資産の所有者以外の者に対しても固定資産税を課すことができる場合には、その旨及びその要件も併せて説明すること。 (1) 登記簿に登記されている土地について、令和7年12月1日に登記簿上の所有者であるAからBへ売買によって所有権が移転し、令和8年4月30日に所有権の移転登記がされた場合における当該土地の納税義務者 (2) 登記簿に登記されている土地について、令和7年9月30日に登記簿上の所有者であるCが死亡し、同年10月3日にX市がその死亡の事実を把握した場合における当該土地の納税義務者（なお、民法上、Cの相続権を有する者は、妻D、子E及び子Fの3名であり、法定相続分はDが1／2、E及びFが各1／4となっている。また、遺産分割協議の結果、当該土地はDが単独で所有することとなり、令和8年3月31日にDの単独所有とする所有権の移転登記が完了している。） (3) Gが登記簿上の所有者である店舗用建物の家屋に、令和7年4月2日に当該家屋の賃借人であるHが自らの事業である飲食業の用に供するために取り付け付けた附帯設備であるキッチンの納税義務者（なお、民法上、当該キッチンは、当該家屋に付合しているものとする。） 【参考】 ○民法（明治29年法律第89号） （不動産の付合） 第242条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。